

ときめき



今年は
東久留米市
「男女共同参画都市宣言」

15周年です!

特集

ハラスメントって何?
これもハラスメント?



2015 秋

NO.

55

Contents

- 2. ときめきインタビュー
- 4. 今年が東久留米市「男女共同参画都市宣言」15周年です!
- 7. 特集 ハラスメントって何?これもハラスメント?
- 11. フィフティ・フィフティから



ひと・もの・ことをつなぐ

〜日常にほんのちよつとしあわせを〜

くるめアパートメント主宰

いしかわ むつみ
石川睦美さん

今年も東久留米市「男女共同参画都市宣言」から15周年です。石川睦美さんは宣言文作成に携わった起草委員の一人で、当時は成人されたばかりでした。現在も東久留米でさまざまな地域活動に携わる石川さんに、往時の様子や現在の活動について伺いました。

15年間を振り返って

―起草委員になられたきっかけは何ですか。

「ときめき」の前身である「ウイメン」の編集協力員をされていた萩村しをりさんからお声かけいただき、なんとなく引き受けました。萩村さんは私の母と学校問題などで一緒に地域の活動をされていたので、私のことを小学生のころからよく知っていたんです。

―当時は「男女共同参画」にはそんなに興味はなかったです。でも、特に男の子になりたかったわけではないけど、見た目などから「女の子」と性別でカテゴライズされることにギャップを感じていて抵抗がありましたね。そういう「ジェンダーの迷子」の部分がなかったので、何か伝えられることはあるんじゃないかと思いました。

―世代の異なる他の委員の方々の活動はいかがでしたか。

意見や価値観の相違はありました。社会的に女性がどう扱われるか、受けてきたか、というのはまた社会に出て間もない私には実感はなかったんです。でも「男とは、女とは、こうあるべき」という決めつけなどはバカバカしいこだわりかなど思っていました。生物学的にできることの違いはあるけれど、性別にとらわれずにお互いができること、自分を活かす能力を発揮することが「男女共同参画」なんじゃないかと……。例えば高い所の物は、背が低い男性が届かないなら背の高い女性が取ったっていいわけで、それを繰り返して主張していましたが、個々が過ぎてきた社会的な立場によって論点が違うからなかなか伝わらな

いですよ。もどかしかったところです。

―委員会の回数を重ねる中で相手の価値観を変えようとしている自分のおこがましさに気づきました。若さですね、変えることができると思いついていた。自分の意見をしっかりと伝えながらも「相手の価値観を受け入れる」ところが理解の第一歩。それから反論も含め、皆の意見をすり合わせて宣言文を作っていくことを意識しました。二十歳という時期もよかったです。

―宣言文は今見てもいいなと思います。性別に関係なく、年齢に関係なくという部分は私のこだわった部分ですね。ここは新しい解釈だと思っています。(笑) 宣言文ができたときに委員仲間のお一人から「半年間で一番変わったのはあなたね」と言われました。嬉しかったです。

―その後の暮らしの中で男女格差やジェンダーバイアスなどを感じる場面はありましたか。

ウェブデザインやDTPオペレーターなど、あまり性別にとらわれない職業を選んできたからかもしれないが、これまで、性別による差別や偏見はほとんど感じたことはありません。むしろ女性を大切にしていく社風と感ずる職場もありました。

―親の世代よりは働いている女性が増えているし、働く女性への理解もあると思います。

―自分で選択することができると社会になつてきているので、より自分が生きやすい方向に向かうために、選択幅を自分自身で広げることが大切かなと思います。



地域活動で伝えたいこと 〜東久留米の特性を活かして〜

「現在はどんな地域活動をされていますか。」

私は約12年間、東久留米を離れていたんですが、2010年の第八小学校閉校イベントが企画された際に声がかかり、東久留米地域での活動をするようになりました。その後、今年春に東久留米に戻ってきましたので、これで胸を張って「東久留米っ子」と言えます。(笑)

外に出たから余計に感じますが、東久留米はポテンシャル(潜在的な可能性)が高いです。市民の方々の地域参画の意識が高く、活動が盛んです。また町の規模がちょうどいい。ソーシャルネットワークキングサービス(SNS)^{(*)1}を駆使していない方がわりと多いので、実際に会って話すことが大切という雰囲気があるのがいいですね。しかし、東久留米を盛り上げようとさまざまな団体が活動しています。それぞれの枠を超えて風通しをよくするためのハブ(複数のネットワークを接続する役割)になる存在が必要だと感じ、「くるめアパートメント」を立ち上げました。

アパートメントとは言っても、実際に建物があるわけではなく、いろいろな人が居住するアパートをイメージしたネーミングで、東久留米および周辺のひとつものことをつなぐことを目的としています。主に大家こと私が気になる東久留米および近隣の情報をウェブサイトに掲載したり、メルマガやSNSで発信しています。

最近は、くるめアパートメントと市内の米穀店とがコラボレーションして「米ぬかカイロ」をつくっています。「ものをつくる」とはどういうことか。地域経済が回る仕組みに参加しよう。」というコンセプト自体をブランド化し、参加してもらおうことで地域を意識していかれたらな、と思っています。

先日「ソーシャルキャピタル^{(*)2}」という言葉を知りました。これはくるめアパートメントの目指すところを言い表した言葉かなと思いました。人とのつながりが希薄になっている今、血縁関係がなくとも、近くにいる人たちが地域の中で助け合っていくこと、それを円滑にかつ何気なくできるような仕組みや場面をつくられたらいいな、というのがくるめアパートメントの理想です。

だれもが輝く東久留米のために

「今後はどんな活動をしていきたいですか。」

ジェンダーの迷子だった私も、今はスカートをはくこともあるし化粧もしますよ。おむねスッピンですけど。そういうことにこだわりがなくなりました。高校卒業後にひきこもりがちだったころ、友達は何気なく言った「何をやってても石川は石川だし」という言葉が、こうあるべきという壁を作っていたのは自分自身だった、と気づかせてくれました。まわりの方たちに本当にめぐまれていて、どんなかたちであれ私を私と認めてくれたから、こだわりを捨てることができました。自分を受け止めてもらったから、相手を受け止められるように意識する。起草

委員の経験も貴重な礎となったと思います。

自分より若い世代、中高生などに自分の経験から何か伝えられたらと思います。私自身がそうでしたが、個性や性別や、いろんなことで「自分とは何か」ととまどい、迷っている子に「迷うことは間違いじゃない」と伝えたい。

自分が子どものころよりいろんなことやものが増えて、自分の時間をつくれない子どもたちが多いいと思います。

でも自分ってなんだろうって考えたり、いろんな人と話す時間を大切にしたい。周りの大人も子どもたちも「悩んで大丈夫」と言ってあげる余裕を持つてほしいし、見守っていてほしい。

そういうメッセージを伝えることなど世代をまたいだ活動が、年齢的にちよūd真ん中の私たち30代が社会に對してできることなんじゃないかと思っています。私が地域活動を通じていいパトンを渡されてきましたから、もっと良くしてそのパトンをつなぎたいです。

第八小学校を卒業した私にとつて、南沢湧水は子どもころの遊び場であり、今でも全く変わらぬ風景が広がる市内で一番好きな場所です。いつか大好きなその場所で、東久留米で暮らす人々がこの街の魅力を伝えたいです。ような、マルシェなどもしてみたいですね。東久留米をどんなまちにしたいか市民一人ひとりが考え、それぞれの持つ個性や能力を活かせる、自分なりの東久留米を見つけて楽しむことができると思っています。

愛称「むっちゃん」。「私が東久留米を大好きだから、東久留米を好きな人をもっともつと増やしたい」と語る石川さんは、15年前と変わらず、キラリと輝くひとみで印象的なとてもキュートな方でした。多感な十代を過ごされた石川さんは、熱い思いを抱いて宣言文作りに関わる過程で、多様な価値観に触れ、互いに認め合うことの尊さに気づかれました。その経験が今のご自身につながっているとのこと。今後も男女共同参画が目指す生き方を自然体で体現されての活躍、期待しています！

*1 ソーシャルネットワークサービス略してSNSともいう。インターネット上の交流を通して、人と人とのつながりを促進し、社会的ネットワークを構築するサービス。

*2 ソーシャルキャピタル
社会地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念。

くるめアパートメント

<http://kurume-apartment.tumblr.com/>



〈左〉くるめアパートメントのサイト。市内の情報が満載です。
〈右〉左下のポスター模様が米ぬかの保温効果を活かした体によざしい米ぬかカイロ。レンジで温めて繰り返し使えます。

今年も東久留米市 「男女共同参画都市宣言」15周年です!

東久留米市男女共同参画都市宣言15周年記念
フィフティ・フィフティ主催講座

「もっと、一人ひとりが輝く社会を —おさらい 男女共同参画—」

日時：平成27年6月27日(土)

会場：フィフティ・フィフティ(男女平等推進センター) 会議室

講師：名取 はにわ氏

(東久留米市男女平等推進市民会議会長、
NPO法人日本BPW連合会理事長、元内閣府男女共同参画局長)



講師の名取さんは、元内閣府男女共同参画局長として、国政の中核で男女共同参画行政を推進されてきた、日本における男女共同参画の正にリーダーでいらっしゃいます。この度は、東久留米市男女共同参画都市宣言15周年を記念して、現在は市の男女平等推進市民会議の会長をされている名取さんに改めて男女共同参画についてお話を伺う講座が開催されました。

名取さんは、団塊世代の67歳。東京大学法学部を卒業して1973(昭和48)年に法務省に入省し、その後、総理府婦人問題担当室に出向されました。

就職活動中も就職してからも女性ゆえの差別を受け、「社会が女性に対して職業人としてなにも期待していないのが日本なんだな」と、数年は鬱のような辛い状況の中、仕事を続けました。

大学紛争で十分に学べなかつた学生時代の反動からか、29歳の時、猛烈に勉強したくなり、国家公務員の国内留学制度を使って2年間大学院で学び、政治学修士を取りました。思う存分勉強ができて、人間はやはり好きなことしかしないと納得。今後の人生は好きなことをしようと心から思いました。

その頃の職場は女子少年院でした。ここでは、心理療法など学ぶことも多く、少女たちと向き合いながらひたすらハードな仕事をこなしました。

国連は1975(昭和50)年を国際婦人年と定め、翌年からの10年を女性の地位向上を目指す国連婦人の10年とし、その間5年ごとに2回の世界女性会議を開催しました。さらに10年後の1995(平成7)年に、第4回世界女性会議(北京会議)が開かれ、その年に総理大臣官房男女共同参画室長の任に就いた私は、政府代表としてその会議に出席しました。

この会議では、人口、環境、人権問題などの人類的課題はすべて、女性の問題を

抜きにしては解決できないという視点から話し合われました。女性が教育を受け、よい仕事に就き経済力をつけることが重要であり、そのためには政策方針決定への女性の参画が必要であること。女性の権利は人権であり、人権は女性の権利であることが確認されました。日本から5千人もの女性が参加し、日本の女性の問題は世界共通だということを認識できたことは大きな成果でした。

そして1999(平成11)年に、男女共同参画社会基本法が公布・施行されましたが、名取さんはこの法律の成立に、男女共同参画室長の立場で尽力されました。

この法律の特徴は、プログラム法*1であること。この国の進路を決めるということであり、今後は男女共同参画社会基本法に反することはできないと自ら宣言する法律です。また、議員立法*2ではなく、閣法*3であること。通常国会で成立し、衆参両院とも全会一致で可決成立しました。また、議員修正で前文を作ってくださいました。前文では、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけています。

中でも「ポジティブ・アクション」(積極的改善措置)を定義したことは重要です。機会均等でない方の性に対して暫定的に一定程度の優遇措置を提供し、それによって真の男女平等を追求するというものです。

基本理念は5つあり、いずれも重要です。「男女の人権の尊重」では、女子差別撤廃条約の間接差別が読み込めるようにしました。また、「社会における制度又は慣行についての配慮」と同条約の「慣行」も入れました。「家庭生活における活動と他の活動の両立」では男性に家庭への積極的参画を呼びかけています。これは、今回の女性活躍推進法^{*4}案にも明記されています。男女共同参画推進のための基本計画策定は、都道府県は義務、市町村は努力義務です。東久留米市はきっちりと計画を作っております。

2003(平成15)年、小淵内閣の省庁大再編成の時に霞が関で唯一新しく創設された局として、内閣府男女共同参画局ができ、名取さんはその2代目の局長に就任されます。

基本法をつくった時の国会議員の多くがいらつしやらなくなり、北京会議から10年が経ち、あの頃の熱気が消えて、男女共同参画への風当たりが激しくなりました。予算が多すぎるとか、男女共同参画においてはジェンダーという言葉は大切な用語ですが、使っちゃいけないとか反発があつて、2005(平成17)年の第2次男女共同参画基本計画をつくる時は大変な思いをしました。それでも、内閣府として初の基本計画でしたので、科学技術、防災を新たな項目とし、教育分野には発展途上国向けのミレニウム開発目標にあるすべての教育レベルで男女格差をな

くすことや202030^{*5}も盛り込んで、その年の12月、第2次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

その当時、日本の少子化の原因は女性が社会に出ているからと批判されましたのでOECDとの比較調査をしたところ、1970(昭和45)年から2000(平成12)年までの30年間で日本は女性の社会進出が最も低く、しかも少子化も進み続けた珍しい国であることがわかりました。日本の女性は、働くか、子どもを産むか、二つに二つしか選択肢がなかったからです。他の先進国は女性が社会に出ると出生率は時低下しますが、両立支援等によりV字回復したのです。

局長時代にノルウェーに行つて学んだことは、企業の取締役の4割を女性にするクオーター制^{*6}や、育児をパパがやるパークオーター制^{*7}を実現・成功させていることです。

私がトップになつて実現したことは、会議を短縮化するなど効率的に仕事ができるようにしたこと。男性育児100%目標を達成し、5人の男性に育児を取つてもらいました。ポストが上がると風景が変わる。情報が入る。私は女性たちにぜひトップを目指してほしいと思います。今、ようやく女性の活躍が求められ、世界中から日本の女性にラブコールがきています。働く女性を増やせば日本経済はよくなり、GDPが上がると言われています。日本には就業希望の女性が303万人もいるのです。

2007(平成19)年から6年間、内閣府情報公開個人情報保護審査会委員を務められ、2013(平成25)年からNPO法人日本BPPW連合会理事長として現在も活躍されています。

BPPW連合会は、職業を持つ女性、職業を持っていた女性を中心とした団体で、働く女性を応援しています。

東日本大震災の時には支援事業をしました。国際BPPWが提唱し、毎年世界の各地で行われる活動「イコールペイ・デイ^{*8}・キャンペーン」は男女の賃金格差をなくするための活動です。また、JWLI(日本女性指導者育成事業)の広報やWEPS(女性のエンパワーメント原則)に取り組んでいます。今、国会で審議中の女性活躍推進法案が成立すれば、WEPSに署名する企業が増えると思います。今年は国連で「北京+20」女性の地位委員会があり、2030(平成42)年までにすべての分野で男女フィフティフィティにすること、男性の協力が不可欠、という政治宣言が採択されました。3月8日の国際女性デー、ニューヨークのマーチ(デモ)ではかけ声が「2030thirtythirty」で、それに応えて男性たちが「Yeah! fiftythirty」と応援してくれています。(東久留米市男女平等推進センターの愛称も正に「フィフティ・フィフティ」です)日本でも男女共同参画を心から応援してくださる男性がとも増えて、本当の意味での取り組みが進むと思います。すこしく楽しみにしています。

今回の講座では、男女共同参画の歴史、国連と日本の動き、東久留米市男女共同参画都市宣言の基となった男女共同参画社会基本法の成立の経緯と法律の特徴、そして現在なされている活動について、ご自身の経験と重ね合わせながらお話しくださいました。

詳細は誌面では紹介しきれませんが、名取さんはじめ、世界でも日本でも多くの人が地道な活動を積み重ねて、今の男女共同参画社会の基盤をつくられたことに改めて感謝の思いを強くしました。名取さんの「おさらい」は「ここでしか聞けない濃密、かつ貴重なお話でした。

*1 プログラム法

直接に国民の権利義務に影響を及ぼすような規定を設けることなく、国の努力すべき政策・施策の基本的な目標を示す法律

*2 議員立法

国会で議員により発議される法律

*3 閣法

内閣が国会に提出した法律

*4 女性活躍推進法

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」平成27年8月28日成立、平成28年4月1日施行

*5 202030

政府が掲げる女性活躍推進の二つで2020(平成32)年まで女性管理職の比率を30%にするというもの(2005年閣議決定)

*6 クオーター制

男女平等を実現するために、一定数を女性に割り当てる制度

*7 パークオーター制

父親に一定期間の育児休暇を取得するよう割り当てられる制度

*8 イコールペイデー

「同じ賃金を手にする日」男性の1年より余計働いて、女性が男性1年分の賃金と同額を手にする日(2015年は日本では4月10日でした)

「男女共同参画都市宣言」
ってなあに？
なんのために、どんな宣言
をしたの？



それはね、みんなが住んでいるまちの誰もが、
男の人でも女の人でも、自分の能力や個性を
発揮できるように、互いの人権を尊重して、いき
いきと暮らせる社会になることを願って、宣言
文を作って宣言したんだ。東久留米市が都
市宣言をしたのは、まちづくりの基本にこの宣
言文を据える、ということなんだよ。



男女共同参画都市宣言

わたしたちは
生まれたときから平等です
性別に関係なく
年齢に関係なく

わたしたちは
互いに人権を尊重し 責任を分かちあいます
家庭でも
学校でも
職場でも
地域でも

わたしたちは
さまざまな分野に参画して
個性と能力をいかし
一人ひとりが輝く
差別のない社会をきずきます

わたしたちは
水と緑に恵まれた このまちを受けつぎ
地球の環境をまもり 平和の輪をひろげて
男女がいきいきと暮らす社会をつくります

2000年(平成12年)10月1日

この都市宣言に至るまでには、世界の大きな流れと、それを受けた国内の動きがありました。

国連は、女性の差別を撤廃するために、1979(昭和54)年に「女子差別撤廃条約」を採択し、日本も1985(昭和60)年にこの条約を批准しました。この条約の内容を国内で進めていくための基本となるものとして、1999(平成11)年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに基づき国内の各都市独自の宣言が行われました。

東久留米市では、市制30周年を迎えた2000(平成12)年10月1日に「男女共同参画都市宣言」を行いました。宣言文の作成にあたっては、起草委員会(一般公募男

女各2名、学識経験者男女各2名)を発足させて原案を作成し、その後起草委員が市内各所に出向き、市民の方々の声を聞く「出前トーク」も行いました。その結果、宣言文は広く市民の声が反映された、親しみある言葉でつづられたものとなりました。

市では、この宣言の他にも幾つかの都市宣言をしていますが、市民の手、市民の声のみによる宣言文を作成したのは、これが初めてのことでした。

宣言から、今年で15年を迎えました。その後の市の取り組みを振り返ってみます。

東久留米市の男女共同参画の取り組み

- 2001(平成13)年 「改訂版東久留米市男女平等推進プラン」(第3次行動計画)策定
- 2003(平成15)年 市民部生活文化課「男女共同参画係」設置
- 2004(平成16)年 「東久留米市男女平等推進センター」を現在地へ移転
- 2006(平成18)年 「改訂版東久留米市男女平等推進プラン 後期計画期間(平成18年度～平成22年度)における重点課題」策定
- 2009(平成21)年 「東久留米市配偶者暴力対策基本計画」策定
- 2010(平成22)年 「東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査」実施
- 2011(平成23)年 「男女共同参画社会の形成をめざす東久留米市第2次男女平等推進プラン」(第4次行動計画)策定
「東久留米市第2次配偶者暴力対策基本計画」策定
- 2014(平成26)年 「東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査」実施

以上のように、宣言を実現するためにプランを策定して、男女の互いの人権の尊重と健康支援、いきいきと働くための環境整備、子育てと介護支援などへの、具体的な取り組みがなされてきました。

「男女共同参画」は、女性の問題を解決することからスタートしましたが、女性の問題を考えることは、子育て、教育、男女の働き方、地域のあり方など、社会全体を見つめ直すことにもつながります。

そして、「男女共同参画」は社会的で大きな問題であると同時に個人的な問題、つまり私たち自身の問題でもあるのです。

この機会に、私たちももう一度、自分と家族の暮らす社会を見つめ直してみよう。

ハラスメントって何？

これもハラスメント？

一人ひとりの人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に向けて、前号『ときめき54号』の特集では、相手も自分も大切にすることをコミュニケーション術として「アサーション」を取り上げました。今号では生きやすさを妨げるものとして「ハラスメント」を特集します。

最近テレビや雑誌などでよく目にする「ハラスメント」。「いじめ、嫌がらせ」を意味し、相手を不快な気分させたり、人権や尊厳を傷つけたり、脅威を与える発言や行動のことを言います。

どんなことをハラスメントと感じるかは人それぞれです。言った人はそんなつもりがなくても、言われた側は嫌がらせと感じ、大きなストレスになって、その人に会うだけで辛くなるようなメンタル不調に陥る事もあります。

さまざまなハラスメントを知り、価値観の違いに目を向けることで、誰もが加害者にも被害者にもなることなく過ごせるように、考えてみたいと思います。

さまざまなハラスメント

パタニティ・ハラスメント

育児は母親の役割だろ

育休なんか取ったらキャリアに傷がつくよ

*育児のための休暇や時短を申し出る男性に対する嫌がらせ

マタニティ・ハラスメント

スモーク・ハラスメント

どこで吸おうが俺の勝手だろ！

セクシュアル・ハラスメント

マリッジ・ハラスメント

まだ結婚しないの？

そんなじゃ、いつまでたっても結婚なんかできないわよ

ブラッドタイプ・ハラスメント

えっ？血液型A型なの？だから細かいのね～！

パワー・ハラスメント

カラオケ・ハラスメント

歌わないじゃカラオケ来た意味ないじゃないか

嫌がらずに一曲くらい歌えよ。みんな歌ったんだから

モラル・ハラスメント

ハラスメントには行われる場面や状況によってさまざまな種類があります。最近では地位や立場を利用した「パワー・ハラスメント」や妊娠・出産にかかわる「マタニティ・ハラスメント」という言葉が良く聞かれます。また、精神的暴力で相手をおとしめる「モラル・ハラスメント」や性的な嫌がらせである「セクシュアル・ハラスメント」などは耳にすることも多いと思います。また複合的な要素で構成されるハラスメントもあります。

パワー・ハラスメント



**「今月も支店の営業成績達成～！
まずは新人、どんどん飲めよ！」**



「……………」



機械メーカーの営業所。ノルマを早々に達成して気を良くした所長が急に飲み会をやりと言い出し、あまりお酒が強い新人社員のA男君は断ることもできずに困惑。「新人社員はこの営業所では自分だけだから…。あまり強くないと言ってもいつも結構飲まされるし、いつまでもつか自信がないな…」

⚠️ こんな言葉も パワハラ…？

「まったく、お前は使い物にならないな」
「お前の代わりはいくらでもいるんだ」
「酒も飲めないのか、情けない奴だ」
「上司に口ごたえする奴は会社には要らない」
「だからお前はダメなんだ」

職場での優位性を不当に利用することによる嫌がらせ・いじめなどをパワー・ハラスメント(パワハラ)という。パワハラは上司から部下へばかりでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対してなど、職務上の地位に限らず人間関係や専門知識などのさまざまな優位性から行われるものもあり、ひどくなると退職やさらに深刻な状況に追い込まれる場合もある。職場で、特に新入社員は無理な要求をされることが多くある。このケースのように飲み会などで上司や先輩が新入社員にお酒を強要することはアルコール・ハラスメントというパワハラの一つで、時には急性アルコール中毒になり、命を落とすこともある。

パワハラは近年、社会問題として顕在化しています。それを受けて厚生労働省では2011(平成23)年に「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」を立ち上げ、その提言などを基に、厚生労働省委託事業として、2012(平成24)年10月1日に“みんなで考えよう職場のパワー・ハラスメント「あかるい職場応援団」”サイトを開設し、職場のパワハラ問題の予防・解決に向けてさまざまな情報発信を行なっています。

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>

パワハラ問題に取り組み、一人ひとりの尊厳や人格が尊重される職場づくりをすることは、職場の活力につながり、仕事に対する意欲や職場全体の生産性の向上にも貢献することになります。

マタニティ・ハラスメント



**「新しいプロジェクトの成功に向けて、
一人も欠けるコトなく頑張りましょう。
まさか、産休とか育休とか
長期休暇を取る人なんて
いないよね？」**

「……………」



建設会社で新しいプロジェクトが決定し、チームが一丸となって取り組むことになった。始まると最低でも2年はかかる予定。「そろそろ子どもが欲しいな」と考えていた既婚者のBさんは仕事には興味もあり、やり甲斐も感じているが、上司の言葉を複雑な思いで聞いた。

⚠️ こんな言葉も マタハラ…？

「子供がいると早く帰れて羨ましい」
「旦那さんの収入があるんだから、
仕事辞めてもいいんじゃないか」
「つわりで休むなんて無責任
妊娠は病気じゃないのよ」

妊娠や出産を控えたまたは経験した、働く女性に対して行われる嫌がらせをマタニティ・ハラスメント(マタハラ)という。女性だから、産休や育休を取るから、ということで差別や区別される例はまだまだ多くの企業で見られる。元の部署に戻れない、雇用形態を非正規にされる、時短勤務で職場復帰をしても配属先の協力や理解が得られず仕事が続けづらいなど。また心身のダメージによって流産の危機にさらされる場合もあり、マタハラの問題は働き続けたい女性にとっては深刻な問題となっている。

マタハラについて、2014(平成26)年には「妊娠後、軽易な業務に転換したことで降格されたのは男女雇用機会均等法違反」との最高裁の判決も下されました。これを受けて、2015(平成27)年1月に厚生労働省は妊娠・出産、育休あけなどから1年以内に企業が降格や雇止めなどの不利益な取扱いをした場合は「男女雇用機会均等法および育児・介護休業法に違反する」とした通達を全国の労働局に出しました。

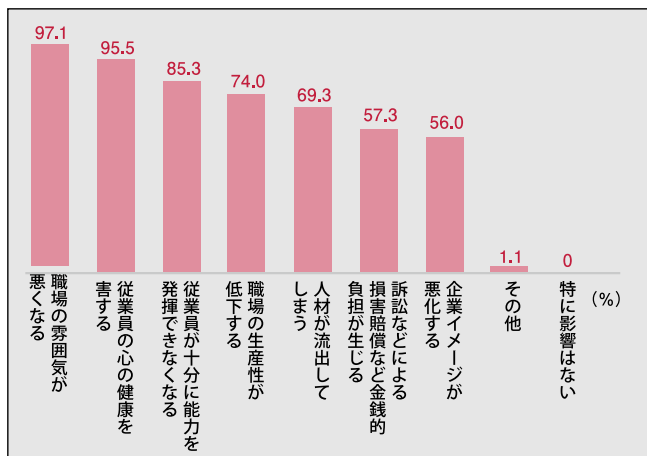
マタハラをなくすためには、企業が社内規定の整備など、育児をしながら働き続けられる職場環境づくりを積極的に進めることも求められます。

数字からみるハラスメント事情

パワハラは企業にどのような影響を与えるか

(回答者数2,937人)

パワハラが企業にとって「特に影響はない」が0%という結果は注視したい点です。職場のパワハラは、従業員の心の健康を害するだけでなく、職場の雰囲気・生産性の悪化や人材の流出など、その周囲の人々や企業にも大きな悪影響を及ぼすと考えられています。



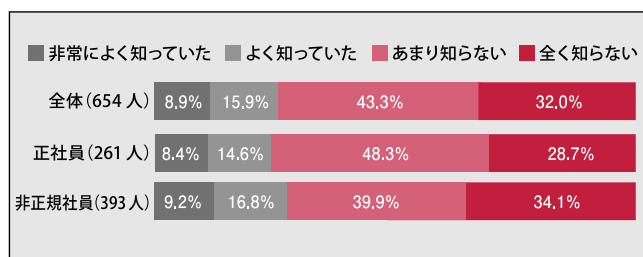
平成24年度 厚生労働省委託事業「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」より

非正規雇用の労働者も、妊娠した場合に勤務上の配慮が受けられることを知っていたか

全国在住の、過去5年以内に在勤時妊娠経験がある20代から40代女性654人に、パートや契約社員など、有期契約で働く労働者でも、一定の要件をクリアした場合には、育休が取得できることを知っていたかどうかを聞いたところ、75.3%が知らないと答えています。

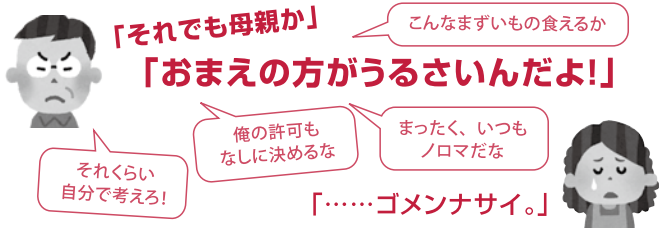
*産前(6週間)産後(8週間)休業は、有期か無期か、正社員かパートかに関わらず取得可能

*育児休業は、有期契約労働者も勤続年数や雇用継続見込み状況などが一定の要件を満たす場合に、原則として子が1歳に達する日(誕生日の前日)までの間で申し出た期間、取得可能



日本労働組合総連合会「第3回マタニティハラスメント(マタハラ)に関する意識調査」より
平成27年8月12日～8月14日(インターネット調査)

モラル・ハラスメント



やんちゃ盛りの息子。夫を怒らせまいと、騒ぐ息子を注意する妻。それを怒鳴る夫。近所でも評判が良く、娘にだけは優しい夫だが、妻と息子にはしょっちゅう、怒ったり、侮辱したりする。「夫が怒るのは私のせい。だけど、辛いし、怖い。誰にも言えないし…。」

▲ こんな言葉も モラハラ…?

「こんな稼ぎじゃ、やっていけないわよ!」
「私に口答えしないでよ!」
「あそこの奥さんとは付き合わない方がいいよ」
「お隣さんはゴミ出しもちゃんとできないのね」
「あなたには何を言っても無駄だから」

侮辱的な発言、長期的な無視など、言葉や態度などによって、継続的に人格や尊厳を傷つける精神的嫌がらせをモラル・ハラスメント(モラハラ)という。モラハラはどんな人間関係でも起こる可能性がある。受けた側はストレスを溜めるだけでなく、時に、自分が悪い、無能だと思い込むなど自己肯定観や自信を失い、正常な判断ができなくなる。このケースのような夫婦間のモラハラの場合は精神的DVとも捉えられ、他者との関わりを断たれ、相談すらできないケースも多い。夫がモラハラを受ける場合もある。

「結婚生活におけるモラル・ハラスメントの実態」についてのアンケート調査によると、「結婚生活において相手の言動を自分の責任と思い込み、自分を責めたことがあるか」との問いに対して「何故、私は夫(もしくは妻)を怒らせてしまうのだろうと思ったことがある」と回答し、モラハラされることを自分の責任だと感じる人は52%。2人に1人という結果がでました。

モラハラのは加害者には「決して反省しない」「外面がいい」という2つの特徴がみられます。また明らかな肉体的暴力があるわけではなく、無自覚に行われていることも多いため被害者・加害者ともに認識しにくいとも言われています。

「結婚生活におけるモラル・ハラスメントの実態」についてのアンケート調査
アンケート期間:平成27年1月23日～2月27日 日本法規情報株式会社より

セクシュアル・ハラスメント



「オッ、今日の洋服は随分セクシーだね!」



「あら、ホント。最近服装が派手だね。やっとなら彼氏でもできたの?」

「……………」



職場でもクールビズが推奨され、Cさんは今日はちょっと涼しげな洋服で出勤した。仕事に不向きな服装ではないと思って選んだのだが、職場の上司の目はCさんの胸元に…。さらに女性の先輩からの心無い言葉も加わって、仕事が手につかなくなってしまった。

! こんな言葉も セクハラ…?

「美人が入れたお茶は美味しいね～」
「そんな仕事はうちの女の子にやらせますよ」
「男なんだから、しっかりしなさい」
「君、いい脚してるね」
「いい歳をしてそんな恰好をして」



お尻を触られた、お酒に酔ってキスを迫らせた、などはセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)の分かりやすい事例だが、このケースのように「セクシーだね」とか「彼氏はいるの?」など、女性を値踏みするような発言もセクハラにあたる。また性的な関心、欲求に基づくものの他に、性差別意識などに基づく「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」などの発言、「男の子、女の子」「おじさん、おばさん」「僕、坊や、お嬢さん」などと人格を認めないような呼び方をすること、女性であるというだけで職場でのお茶くみ、掃除、私用などを強要すること、カラオケでのデュエットや酒席でのお酌などを強要することなどもセクハラといえる。

セクハラは女性が被害者、男性が加害者と思われがちですが、逆に女性が加害者、男性が被害者になる場合もあります。また「異性間のトラブル」ばかりではなく同性の上司や同僚の何気ない言動がセクハラになることもあります。交際歴や結婚しない理由をしつこく聞いたり、嫌がる相手にわいせつな画像や雑誌を見せる、などの行為は同性間でもセクハラになります。

男女雇用機会均等法では、事業主に対し職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための雇用管理上の配慮を義務付けています。平成19年4月の改正で女性に対する差別の禁止が男性についても保護の対象となり、さらに平成26年7月の改正では同性間の言動もセクハラに該当することが明示されました。

「ハラスメント」には明らかな悪意が見えるもの以外に「えっ?これもハラスメントなの?」と思えるものまでさまざまな種類があります。一つひとつを気にしながら生活することは不可能です。しかし、ハラスメントに苦しむ人を減らすためにはお互いを尊重し認め合い、思いやることが大切です。

私たちは生まれたときから平等です。年齢・性別に関係なく、家庭でも学校でも職場でも地域でも、個性と能力を活かし一人ひとりが輝く、差別のない社会の構築、正に男女共同参画都市の実現がハラスメントのない社会の実現につながると考えられるのではないのでしょうか。

★ハラスメントで困ったら…

ひとりで悩まずに相談しましょう

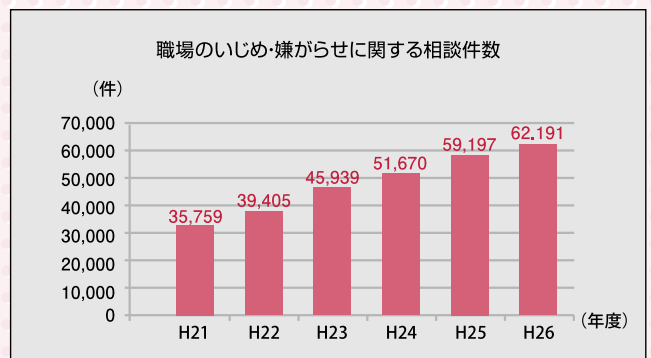
ハラスメントについての主な公的相談窓口

- ・東京労働局総合労働相談コーナー……………0120-601-556
03-3512-1608
- ・東京労働局雇用均等室……………03-3512-1611
- ・東京都ろうどう110番……………0570-00-6110
- ・みんなの人権110番……………0570-003-110
- ・女性の人権ホットライン……………0570-070-810

*その他の相談窓口はフィフティ・フィフティにお問い合わせください。

都道府県労働局等への相談件数

都道府県労働局等に設置した総合労働相談コーナーに寄せられる「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は年々増加し、引き続き増加傾向にあります。



厚生労働省「平成26年度個別労働紛争解決制度の施行状況」より

フィフティ・フィフティ(東久留米市男女平等推進センター)でも無料の面談相談を行っています。

*詳しくは12ページをご覧ください

このコーナーでは、フィフティ・フィフティの所蔵書籍、主催講座・講演会を紹介しています

書籍紹介



部長、その恋愛はセクハラです!

牟田 和恵 著
集英社新書/2013年/224頁

フィフティ・フィフティでは、男女共同参画に関する、約1,500冊の本を所蔵しています。その中から今回はこの1冊をご紹介します。

自分は、ハラスメントに関してはかなり理解度は高いとタカをくくっていたものの、この本を見て、自分の無知さ加減に愕然としました。そして改めてハラッサー*にならぬよう気をつけようと思いました。私だけでなくこの本を読んだ男性(もちろん女性にも当てはまります)はセクハラに対する概念を大きく変えることになるでしょう。

官公庁が発行している各種マニュアルやセクハラ防止パンフレットの事例とはかなり違っていることを知りました。ハラッサーが抱く多くの妄想と錯覚から生まれる誤解、そして、その勘違いの構図が多くの悲劇を生みだしているというセクハラ問題の第一人者である著者は述べています。

セクハラは、幅広い形で行われるので、同じ事柄が立場によ

って、いろいろに見えるのです。尊厳を傷つけるような行為でも、傍目にはそう見えなかったり、セクハラをした方はまったく気づかない場合もよくあるのです。この本は、実際に起こったいろいろなケースや実際のケースに基づく創作を、時にはきわどい言葉も交えながら、具体的に分かり易く解説してくれています。

意図的であろうとなかろうと、地位に付随した力を濫用することがセクハラだと肝に銘じるべきとも説いています。そして、自分に限っては心配ないと、安心してしまわないようにとも述べています。真っ黒なものだけがセクハラではありません。灰色だとしてもキチンとした対応が求められているということこそ是非認識して欲しいと書かれています。

部長に限らず、全ての男性は(もちろん女性も)一度は目を通してみてはいかがでしょうか。

*ハラスメントや嫌がらせをする人

フィフティ・フィフティの図書は1人2冊2週間まで貸し出しをしています。平成27年度からフィフティ・フィフティ所蔵の本を東久留米市図書館のHP (<https://www.lib.city.higashikurume.lg.jp/>) で検索できるようになりました。ぜひご利用ください。

フィフティ・フィフティ主催講座

平成27年1月から6月に以下の講座を開催しました。



講座名/講師・作品・テーマなど
小さな力を集めて、コミュニティビジネスを(2) 講師: 加藤 未礼氏(コミュニケーションデザイナー、おおきな木代表)
ぶっくろっく読書会 テーマ「絵本」
市民企画講座 外国人の視点で見た地域社会の暮らしと人のつながり 講師: 山崎 シルヴァ氏(スリランカ学校支援NPO代表) 企画・運営: オアシス
『これってモラハラ?』 ～気づくことが始めの一歩 講師: 本田りえ氏(臨床心理士、武蔵野大学心理臨床センター相談員、武蔵野大学非常勤講師)
これからの『住まいのカタチ』 第1部「さびしくない暮らし方」 講師: 宮前 真理子氏(NPOコレクティブハウジング社共同代表理事)
これからの『住まいのカタチ』 第2部『乙女ハウス』が投げかける、これからの住まいのカタチ 対談: 早川 由美子氏(映画監督) 千野 紀美子氏(乙女ハウス)オーナー
ぶっくろっく読書会 テーマ「住まい方」
シネマdeおしゃべり 「木洩れ日の家で」
シネマdeおしゃべり 「ピナ・パウシュ 夢の教室」
東久留米市男女共同参画都市宣言15周年キックオフ事業 もっと、一人ひとりが輝く社会を 一おさらい 男女共同参画 講師: 名取 はにわ氏(元内閣府男女共同参画局長、NOP法人日本BPW連合会理事長、東久留米市男女平等推進市民会議会長)

今後のフィフティ・フィフティの講座情報は…

広報ひがしぐるめなどでお知らせしているほか、メールでも配信しています。配信をご希望の方は、下記メールアドレス宛てに、件名に「メール配信希望」と記載の上、お名前とメールアドレスをご連絡ください。
fifty2@higashikurume-city.jp

☆2015沿線3市男女共同参画連携事業

フィフティ・フィフティでは男女共同参画施策を推進する拠点として、さまざまな講座を開催しています。今年度はフィフティ・フィフティ独自の講座のほか、西武池袋線沿線の隣接3市(清瀬市、東久留米市、西東京市)が連携して、男女共同参画連携事業を行っています。『男も女も ジモトで学ぶ、ジモトで語る。～「イクメン」から「終活」まで～』をテーマに、平成27年6月から平成28年1月まで講座、映画、ワークショップなどさまざまな企画を開催中です。

*この事業は「多摩・島しょ広域連携活動助成金」を活用しています。

沿線3市男女共同参画連携事業実行委員会 主催

講演 サクサク進めよう、イキイキ楽しもう
「男性にとっての男女共同参画」

日時: 平成28年1月17日(日)
14:00~16:00

講師: 片山 善博氏
(慶應義塾大学教授・元鳥取県知事)

会場: 清瀬市生涯学習センター
(アミュービル7階)



*お問合せは3市各男女共同参画センターへ

清瀬市: アイレック ☎042-495-7002
東久留米市: フィフティ・フィフティ ☎042-472-0061
西東京市: パリテ ☎042-439-0075

Fifty²から

フィフティ²(フィフティ・フィフティ)は、東久留米市男女平等推進センターの愛称です

ようこそ!

お気軽にお立ち寄りください

フィフティ・フィフティへ

フィフティ・フィフティ(男女平等推進センター)は東久留米市役所から歩いて5分の場所に位置する、どなたでも自由にご利用いただける施設です。「男女平等推進」「男女共同参画」を実現すること、またそのための市民の活動をバックアップする拠点として2004(平成16)年に現在の場所に設置されました。

ここでは男女共同参画に関する講座や企画事業の開催、男女共同参画に関する本の所蔵・貸出しなどを通じて「男女共同参画」についての幅広い情報を提供し、活動支援を行っています。

また、施設には来館された方に快適に過ごしてもらえようという工夫を施し、市民の皆さんに交流の場を提供しています。



会議室では各種講座や会議、映画上映会(シネマdeおしゃべり)などが開催されます。フィフティ・フィフティ事業などで使用していない時間帯は貸し出しをしています(有料・要予約)。使用申請は、使用日の2カ月前の初日から使用前日までです。



車いすやベビーカーのままお入りいただける、**トイレ**があります。トイレの中にはおむつ替えシートやお子さん用の椅子も設置されています。



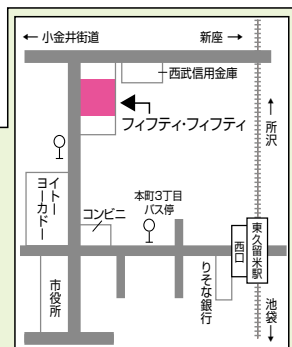
*保育コーナーには保育士はおりませんので、保護者の方の付き添いでご利用ください。また相談事業や保育つき講座開催時など、利用できない時間帯もあります。受付でお尋ねください。

- ・交流ロビー
- ・参考図書・資料コーナー
- ・保育コーナー
- ・会議室



テーマを決めて選んだ蔵書などを展示しています


椅子とテーブルを設置した**読書コーナー**、おもちゃや絵本などを備えた**保育コーナー**があります。保育コーナーでは赤ちゃん用のベッドやマットもご利用いただけます。お子さんを遊ばせながらゆっくり読書などいかがですか?



フィフティ・フィフティ(男女平等推進センター)
 〒203-0053 東久留米市本町3-9-1-102
 TEL (042) 472-0061 FAX (042) 472-0053
 E-mail fifty2@higashikurume-city.jp
 開館時間／月、水～日曜日 午前9時から午後9時30分
 (但し、午後7時30分以降の会議室利用がない場合は、午後7時30分まで)
 休館日／毎週火曜日と年末年始(12月29日～1月3日)

「無料相談」のご案内 **相談無料** **秘密厳守**

女性問題に理解が深い女性弁護士や専門のカウンセラーが悩み解決のお手伝いをします。相談してみることで、一人では気づけなかった解決法が見つかるかもしれません。年間180件を越す相談を実施しています。
 *どちらの相談も1日3名までの予約制(先着順)です。
 詳しくはフィフティ・フィフティへお問い合わせください。



専門相談予定表(相談日/相談時間)						
	女性弁護士による法律相談	女性の悩みごと相談				
		9:30~12:30	10:00~13:00	13:30~16:30		
10月	2日(金)	5日(月)	15日(木)	19日(月)	26日(月)	
11月	6日(金)	2日(月)	9日(月)	16日(月)	20日(金)	30日(月)
12月	4日(金)	7日(月)	14日(月)	21日(月)	28日(月)	
1月	8日(金)	6日(水)	14日(木)	18日(月)	25日(月)	
2月	5日(金)	1日(月)	8日(月)	15日(月)	22日(月)	29日(月)
3月	4日(金)	7日(月)	14日(月)	23日(水)	28日(月)	

●今号の表紙 東久留米市の水辺の風景 写真/小松原昌男氏
 雪の風景は冬鳥として渡ってきたカモたちが集う落合川いこいの水辺。緑美しい風景は南沢氷川神社裏。東久留米の美しい風景を長年撮り続けている小松原昌男氏の撮影による写真です。最近はおながガモの姿が少なくなつてこのような風景がなかなか見られなくなりさみしいそうです。環境省による「平成の名水百選」に東京都で唯一選ばれている落合川と南沢湧水群は、大切に守ってきたい東久留米の財産です。

「ときめき」は、年2回発行。公募の市民による編集委員6人が企画編集しています。内容についてのご意見・ご感想は市民部生活文化課、またはフィフティ・フィフティ宛にお寄せください。
 「ときめき」はフィフティ・フィフティ、市役所、東久留米駅、図書館および生涯学習センターほか、市内各所で入手できます。最新号とバックナンバーは市のHPでもご覧いただけます。